地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名	桐生市
(市町村コード)	10203
地域名	旧桐生地区
(地域内農業集落名)	(宮本町、平井町、天神町、西久方町、東久方町、梅田町)

- 注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域) 30.4 h a					
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0 h a				
② 田の面積	3.5 h a				
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	26.9 h a				
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.0 h a				
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.4 h a				
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha				
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha				
(備考)遊休農地面積27.4ha					

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 - 5: (参考) の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題
 - ・本地区は、おおむね市街化区域であり、まとまった農地が少ない。
 - ・比較的、土地面積が少なくて良い施設野菜(キュウリやきのこ等)を主とした農業が行われている。
 - ・中山間地域でもあることから、有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、露地栽培では鳥獣被害対策が必須である。
 - ・担い手が不足しており、地区内において遊休農地が多数存在している。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - ・鳥獣被害に対しては自己防衛を基本とし、地域で有害鳥獣の追い払いの強化や捕獲等の対策を関係機関と連携して被害軽減に努める。
 - ・施設野菜(キュウリやきのこ等)の規模拡大を支援していく。
 - ・新規で就農する場合は、高齢化や後継者不在等で使用していない施設のマッチングを行いつつ、施設野菜を中心に推進していく。
 - ・地域の資源や特性を生かした新たな特産品の開発などによる6次産業化を推進する。

2	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標						
	(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針						
	・原則として、農地法による貸し付けを推進しながら、担い手(認定農業者、新規就農者、農業法人等)への農地集						
	責、集約化を基本とする。また、土地所有者の意向に配慮しつつ、規模拡大を希望する経営体への集積を実施してい						
	<.						
	(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標						
	現状の集積率 4.6 % 将来の目標とする集積率 80 %						
	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標						
	・中間管理機構を活用し、担い手が耕作しやすいよう集約化を進め、団地面積を拡大していく。						
;	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置						
	(1)農用地の集積、集団化の取組						
	・認定農業者や新規就農者、農業法人等を中心に担い手への農地集積、集約化を進めるとともに、規模拡大を希望する						
	経営体への集積を実施する。						
	(2)農地中間管理機構の活用方法						
	・高齢化や後継者不足による離農が見込まれるため、離農等する場合には、担い手の経営意向と土地所有者の意向に配						
	慮しながら、担い手への農地集積、集約化を図る。						
	(3) 基盤整備事業への取組						
	・安定的な農業経営が行えるよう、農業者の意見等を踏まえて、検討していく。						
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組						
	・担い手が活用できる補助制度、融資制度等による支援を実施する。						
	・新規就農者に対しては、市、農業委員会、桐生地区農業指導センター、新田みどり農業協同組合等と連携して、就農						
	相談や就農に向けた準備支援、営農指導、農地確保、資金相談等の支援体制を強化する。						
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組						
	・農業者のニーズを踏まえて、活用について検討していく。						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)						
	☑ ①鳥獣被害防止対策□ ②有機・減農薬・減肥料☑ ③スマート農業□ ④畑地化・輸出等□ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組内容】						
	①鳥獣被害防止対策…桐生市鳥獣被害防止計画に即し、箱罠等による捕獲の強化や緩衝帯整備により被害防止に取り組						
	んでいく。また、県補助事業や市補助事業を活用して、追い払いの強化等を実施し、農作物被害が発生しないように努						
	める。						
	③スマート農業…農作業の負担軽減や効率化を図るため、スマート農業の導入・活用について検討する。						
	⑧農業用施設…高齢化や後継者不在等で使用していない農業用施設のマッチングを検討していく。						

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状		10年後					
		5元1人			(目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面	経営作目等	経営面積	作業受託面	目標地図上 の表示	備考
認農		施設野菜	0.4 ha	ha	施設野菜	0.4 ha	ha	1	
認農		施設野菜	0.5 ha	ha	施設野菜	0.5 ha	ha	2	
認農		施設野菜	0.2 ha	ha	施設野菜	0.2 ha	ha	3	
認農		きのこ	0.3 ha	ha	きのこ	0.3 ha	ha	4	農業用施設含む
計	4経営体		1.4 ha	ha		1.4 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サー、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図 (別添のとおり)

注1:一部農業用施設の塗りつぶしなし

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)	

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。